

仕様書

独立行政法人統計センター

1. 件名 冷蔵庫の購入

2. 規格及び数量

No.	品名	メーカー	規格	数量
1	冷蔵庫	TOSHIBA	品番：GR-A490XFS(TW)	1台

上記製品又は同等品

※同等品とは、規格・仕様等が同等以上の製品であり、かつ統計センター担当職員の承認を得たもの。なお、同等品はグリーン購入法に適合したものとする。

3. 納入期限 令和8年7月31日

4. 納入場所 〒640-8203 和歌山県和歌山市東倉前丁3-17
南海和歌山市駅ビル5階 統計データ利活用センター

5. 既存冷蔵庫等の引き取り

請負業者は納品の際、担当職員の指示のもと、既存の冷蔵庫等の引取りを行うこと。なお、引取りに関しては、原則、当日とする。規格・数量については下記の通り。

品名	メーカー	規格	数量
冷蔵庫	日立	型番：R-XG4800H-XW	1台

6. 履行完了の届出

受注者は、履行を完了したときは、遅滞なく書面をもって統計センターに届けるものとする。この場合、成果物として仕様書等において提出が義務づけられているものは、これを添えて届け出るものとする。

7. 検査

- (1) 統計センター又は統計センターが検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、履行完了の届出を受理した日から起算して10日以内に、受注者の立会を求めて、統計センターの定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、受注者が立ち会わない場合は、受注者の欠席のまま検査をすることができる。
- (2) 統計センターは、必要があると認めるときは、受注者が契約物品を納入する前に、受注者の製造工場又は統計センターの指定する場所で検査を行うことができる。
- (3) 統計センターは（2）により合格又は不合格の判定をした場合は、速やかに受注者に対し、その結果を通知するものとする。なお、履行完了の届出を受理した日から起算して14日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。
- (4) 受注者は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- (5) 受注者は、検査に先立ち検査職員の指示するところにより、社内検査を実施した場合は、社内検査成績書を統計センターに提出するものとする。
- (6) 検査職員は、検査に当たり、必要があると認めるときは、契約物品の品質性能に関

し、必要な書類の提出を求めるほか、契約物品の一部を破壊、分解又は理化学試験により検査をすることができる。

(7) 検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(8) 統計センターは、検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、統計センターは、適宜の方法により受注者にその旨通知するものとする。

8. 検査職員

本業務の履行完了の検査は、次の職員が行う。

検査職員：統計センター総務部財務課調達係長 今井 和希

9. 情報セキュリティ及び機密保持

(1) 受注者は、統計法その他の関係法令、統計センターの情報セキュリティポリシー及び関係規程を遵守しなければならない。

(2) 受注者は、最新の統計センターの情報セキュリティポリシー及び政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準に規定されている各種セキュリティ対策（本業務の遂行に係る対策に限る。）と同等以上の対策を実施し、業務を遂行すること。

(3) 受注者は、本業務を通じて知り得た全ての情報及び機密事項を他に漏らしたり、統計センターに無断で使用したりしてはならない。また、本守秘義務は契約期間終了後においても存続する。

なお、これに反した場合は、本契約を解除するとともに、受注者の責任において統計センターに生じた損害を賠償すること。

(4) 主管課は、本仕様書において求める情報セキュリティ対策が実施されていることを確認するために、受注者に対し実施状況の報告又は確認（監査等）を求めることがあるので、受注者はこれに応じること。

(5) 主管課が本業務の遂行における情報セキュリティ対策が不十分であると判断し、改善の指示を行った場合、受注者は、速やかに改善のための対策を実施すること。

10. 契約物品の不適合による債務不履行

(1) 受注者は、不適合（数量の不足を含む。以下同じ。）のない、かつ、仕様書等の定めに適合する契約物品を納入するものとする。

(2) 納入された契約物品に不適合がある場合、又は契約物品が仕様書等の定めに違背する場合は、統計センターは、自らの選択により、受注者に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）又は修補に代え、若しくは修補とともに損害賠償の請求をすることができる。統計センターは、契約物品の修補を請求するときは、相当な期限を定めることができる。

(3) 修補に必要な一切の費用は、受注者の負担とする。

11. 遵守事項

受注者は、本業務を遂行するため本仕様書の記載内容を十分に理解すること。

12. その他

(1) 業者決定後、受注者は、速やかに納入等の詳細なスケジュールを担当職員と協議、調整し、確定した内容を書面で提出する。

(2) 本調達を実施する上で知り得た情報等を、他に漏らしたり、無断で複製、転貸してはならない。

(3) 仕様書に記載のない詳細事項については、統計センター担当職員と協議のうえ決定すること。